

2014

Jul, Vol. 160

News Letter

— 目 次 —

テスト 自動化ツールの選定

Plaza-i 内部統制機能強化

Windows Server2012 の RDS

消費税改正にて消費税差額請求しない場合の Plaza-i 運用例

Plaza-i 新機能—照会画面からのエクセル出力

最新の Plaza-i バージョン情報

金融・保険・不動産業に関する消費税増税

メガソーラー事業に関連する税務

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

テスト自動化ツールの選定

弊社では2年前と比べ、およそ1.5倍程度、リリーステストに費やされる時間が増えています。カスタマイズはある程度存在し、納期もさることながら、それだけリソースを掛けて要求品質もクリアしていかなければならない、ということが言えるかと思えます。

弊社の Plaza-i はパッケージ製品であり、1パッケージ=1ソースの方針で開発を行っていますから、カスタマイズをお請けした場合でも汎用化して本体に組み込んでいきます。すなわち、既存機能を変更・拡張する機会も多いと言えます。これまで通りのリソースだけではリリースに費やされる時間が段々と延びて行ってしまいます。さらなる効率化のため、以前から課題でありましたテスト自動化ツールの選定を行いました。

テスト自動化ツールでは、テスト設計書に基づいて、テスト担当者が画面操作を記録するとともに、その過程で正しい値や状態になっているかという検証ポイントを置き、一連の操作を自動再生させることで、テストを繰り返し自動的に行うことができます。したがって、特に同一機能の回帰テストにおいて効率が上がるのが期待できます。

ツールの営業段階では、「どれも似たような機能を持っていてほとんど変わりませんよ。」というふれこみだったのですが、実際に評価してみると、画面上のテキストボックスなどのオブジェクト認識率、操作・応答性、ツール連携性など、営業トークと比べてかなりかい離があるものだなと感じました。

基本的なオブジェクト認識率は、どのツールでもほとんど違いはありませんでしたが、サードパーティ製のオブジェクトを利用している場合には、それらに追加対応しているほうがより扱いやすくなりますので、その点をチェックしてみるとよいでしょう。

操作・応答性については、モノによってはパフォーマンスが悪かったり、動作するはずの処理が実行されなかったりということがありえますので、十分に注意が必要です。そして、再生が滞りなくスムーズに行われるかを確認します。また、テスト担当者のレベルによってはビジュアルテストの機能が備わっているかどうか=プログラム経験のない担当者でも操作できる必要があるかを検討に含めるとよいと思われます。

既存の開発資産がある場合には、ツールの連携性も考慮するとよいでしょう。お手持ちの開発ツールとの統合が可能か、テストケースの作成に利用できる言語には学習しやすいあるいは習得済みのものがあるか、バージョン管理に既存のソースコード管理システムを流用できるかどうか、などがポイントになるかと思えます。

テスト自動化ツールは、エンドユーザ様の受入テストにおいても有効である可能性がありますので、ご参考になれば幸いです。

Plaza-i内部統制機能強化

Plaza-i には内部統制のための様々な機能がございますが、V2.01.21 より受注伝票や発注伝票等の伝票でメニュー（職務権限）ごとのアクセス権限設定をより細かく設定できるようになりましたのでご紹介させていただきます。

メニューセキュリティ機能

まず Plaza-i ではユーザ ID とパスワードにより個人認証を行い、そのユーザ（ユーザグループ）ごとに各メニュー（職務権限）を利用できるかどうか設定することができます。

またさらに細かく機能別に権限設定を行うことも可能です。

※Plaza-i の内部統制機能についてより詳しくご確認されたい方は Plaza-i 共通ユーザズガイド（内部統制編）をご参照ください。

照会・編集・承認、機能別アクセス権限

仕訳伝票や債務計上傳票では以前から照会メニュー、編集メニュー、承認メニューが分かれていました、また受注伝票や発注伝票でも照会用の一覧照会メニューや一括承認機能等を利用することでアクセス権限を分けて運用することは可能でしたが、今回、受注伝票入力メニュー、発注伝票入力メニューと同じ伝票形式で照会メニューと承認メニューを追加しましたので、入力者と承認者、照会のみ行う方も同じ形式で伝票を確認できるようになり、メニューごとのアクセス権限を設定するだけで、伝票を入力できる人、承認できる人、照会のみの人をより簡単に分けられるようになりました。

また内部統制を厳しく行う場合には売上傳票や仕入伝票といった、いわゆる会計伝票に関

しては、直接起票しないように運用されている方が多いかと思いますが、これまで Plaza-i では売上傳票、仕入伝票は入力メニューのみでしたので、直接編集できないようにするためには伝票形式の画面ではなく一覧照会画面や帳票で確認する必要がありました。

今回、売上傳票、仕入伝票に関しても照会メニューを分離したことで例えば売上明細照会メニューや仕訳伝票メニューから売上傳票の詳細を確認しようという場合に、編集はできない売上傳票照会画面へとジャンプすることが可能になりました。

見積伝票承認機能

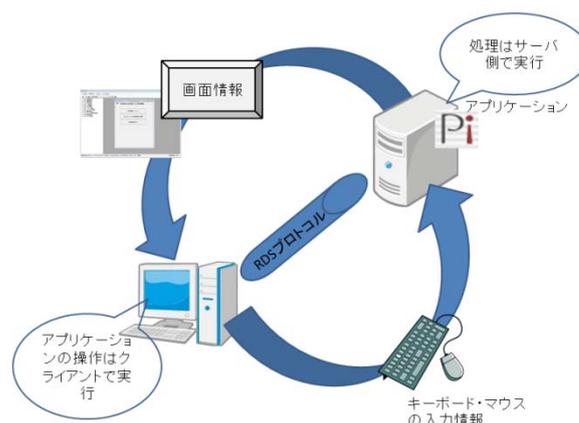
見積伝票はこれまで承認機能がございませんでしたが、今回、承認機能を追加し、他の伝票と同様に照会メニューと編集メニュー、承認メニューを分離したことで、それぞれにアクセス権を設定できるようになり、発注伝票の注文書発行機能のように承認されていない見積書を印刷できないようにする機能も合わせて追加いたしました。

また見積伝票を一覧で照会するメニューと見積ステータスや角度を一覧で編集するメニューも追加し、内部統制だけでなく便利な機能が追加されています。

すでに Plaza-i で見積の管理をされている方はもちろん、見積はエクセル等で管理されているという方も、この機会にぜひご検討いただければと思います。

Plaza-i は内部統制をしっかりと管理しながらもできるだけ使い勝手のよいシステムであるように日々頑張っております。

今回の内部統制や見積機能はもちろん、それ以外のことに関しても、何かございましたら是非、弊社担当者までご連絡ください。



RDSの基本的な仕組み

Windows Server2012RDS 環境ではサーバ上でアプリケーションやデスクトップが実行され、クライアント側にはサーバ上で実行されたプログラムやデスクトップの画面情報だけが送信されます。一方クライアント側からサーバへはマウスやキーボードの入力操作情報だけが送信されます。（上図参照）

RDS 環境ではアプリケーションや Windows デスクトップが高性能なサーバ上で実行出来るので、クライアント PC の性能が低いマシンでも高性能な処理を要求するプログラムや OS 操作が行えます。また、プログラムはサーバのみインストールを行えばよく、クライアント PC にアプリケーションをインストールする必要が無い為、クライアント PC のソフトウェア管理の煩雑さから解放される点においてもメリットがあります。

弊社 Plaza-i のアプリケーション利用においてもバージョンアップや PC 入替の場合等、十分メリットが御座います。

RDSの種類

Windows Server2012RDS にはサーバ上でアプリケーションを実行する、セッションホストベース RDS とサーバ上で仮想マシンに接続する仮想化ホストベース RDS の2種類があります。

仮想化ホストベースの RDS は Hyper-V の仮想マシンを構築し、仮想マシンの上で RDS を実行しますので、仮想 OS のライセンス購入のコスト、仮想 OS 管理の手間等を考慮し、弊社ではセッションベースの RDS でご提案させて頂いております。

Windows Server2012 のRDS

リモートデスクトップサービス（以降 RDS）とはサーバ環境にインストールされたアプリケーションや Windows デスクトップ環境を提供するサーバへ接続し、クライアント PC から利用する仕組みです。

セッションベースRDSの利点

セッションベースの RDS には以下の様なメリットがございます。

RDS では基本的に画面情報と操作情報（キーボード・マウス）しか転送されない為、サーバ間とのネットワーク速度が低速で、クライアントサーバプログラムの利用が難しい環境でもアプリケーションを利用出来る。

アプリケーションをサーバ上で集中管理出来る為、アプリケーションの管理コストを削減出来る。

アプリケーションはサーバ上で実行される為、クライアント OS 毎にアプリケーションの互換性等の確認が不要となる。

処理能力の高いサーバでアプリケーションを実行する為、レスポンスが良い。

データをサーバ上に格納する為、データの集中管理が出来るようになり、セキュリティレベルが向上する。

最新のアプリケーションを企業全体に素早く展開出来る。

社外からアクセスする仕組みがあれば、自宅や出張先でも、業務環境の利用が出来る。

Windows Server2012 の RDS を構築する際ですが、Active Directory が無い環境の場合、コレクション管理が実行不可の為、RemoteApp の配布等、機能利用に制限が発生致します。

WorkGroup 環境で RDS 導入をご検討のユーザ様におかれましては RDS 利用については運用面で工夫が必要となります。

弊社ではRDSの仕組みも含めたサーバ環境の提案・提供をしておりますので、Plaza-i利用環境でRDSを導入したい場合は[御相談](#)下さい。

消費税改正にて消費税差額請求しな

い場合のPlaza-i運用例

はじめに

消費税改正が施行されて数ヶ月が経過しました。Plaza-i ユーザ各社様におかれましても、消費税差額を請求するか？いつ請求するか？既に請求済み分の保守契約分をどうするか…など

対応に苦慮されたことと存じます。今回の消費税改正にて、消費税差額を会社方針により請求しない、もしくは、取引上の都合から請求できないという実例がありました。本稿では、そのような場合の Plaza-i 運用例を SVC サービス業販売管理システムを中心にご紹介します。

概要

契約期間が 2014/04/01 をまたぐ継続中のサービス契約（以下、原サービス契約伝票）に対し、消費税差額分の契約伝票をマイナス金額で入力します。

これにより、消費税差額の請求入金予定は相殺し、消費税差額を毎月均等に他勘定へ振替します。

原サービス契約伝票は、新税率(8%)へ消費税再計算する。…①

消費税差額を会社方針により請求しない、もしくは、取引上の都合から請求できない場合であっても、消費税再計算処理を行います(但し、工事等の請負契約などの一部消費税経過措置の対象の取引を除く)。

まず、原サービス契約伝票より作成された受注伝票の売上計上予定編集を開き、保存ボタンをクリックし、消費税再計算します。これにより、自動で 2014 年 4 月以降の売上計上予定が新税率 8%の金額に変更され、消費税差額分の請求入金予定が作成されます。

次に、消費税差額分の請求入金予定をメンテナンスします。

前述①により作成された消費税差額分の請求入金予定は、請求せず、次項で述べる消費税差額をマイナスする契約伝票から作成される受注伝票の請求予定と消込処理し、相殺します。そのため、消費税差額の請求入金予定は、請求締め単位を「単独」にします。これにより、消費税差額分は請求先へ郵送する請求書の中に混ざらずに、別請求として区別されます。消費税差額のみ請求書は送付しないため、月末の請求などまとめて印刷した場合は、その分を抜いて請求書を送らないようにします。更に、後で消込し易いように、消費税差額の請求入金予定の請求日を通常営業日以外の日付にするなど工夫すると良いでしょう。

消費税差額分をマイナスする契約伝票を
新規入力する。…②

「有期契約」のサービス契約タイプや、請求回数「12回」を選択するなど入力項目において、いくつかポイントがありますが、原サービス契約伝票と同様に入力していきます。

消費税差額をどの勘定科目へ振替するか、事前にご確認下さい。ご不明の場合は、会社の顧問会計士／税理士様へご相談下さい。

例えば、売上高勘定を減少させて対応する場合は、原サービス契約伝票で使用した商品コードと同じ商品コードで、消費税差額を相殺すべくマイナス金額で入力します。あるいは、租税公課や雑損勘定などに振替したい場合は、それ専用の商品コード、商品管理区分、売上仕入科目関連マスターを追加セットアップし、使用します。

また、長期複数年契約(例えば契約期間 2013年～2018年)などの場合、契約期間中に次回消費税改正(予定)の施行日が到来するケースもあるのではと存じます。その場合は、更にもう一枚、追加でマイナスの契約伝票を入力します。次回消費税改正は税率 10%が予定されていますが、その場合、現在の税率 8%との差額 2%の消費税差額の伝票を入力します。↗

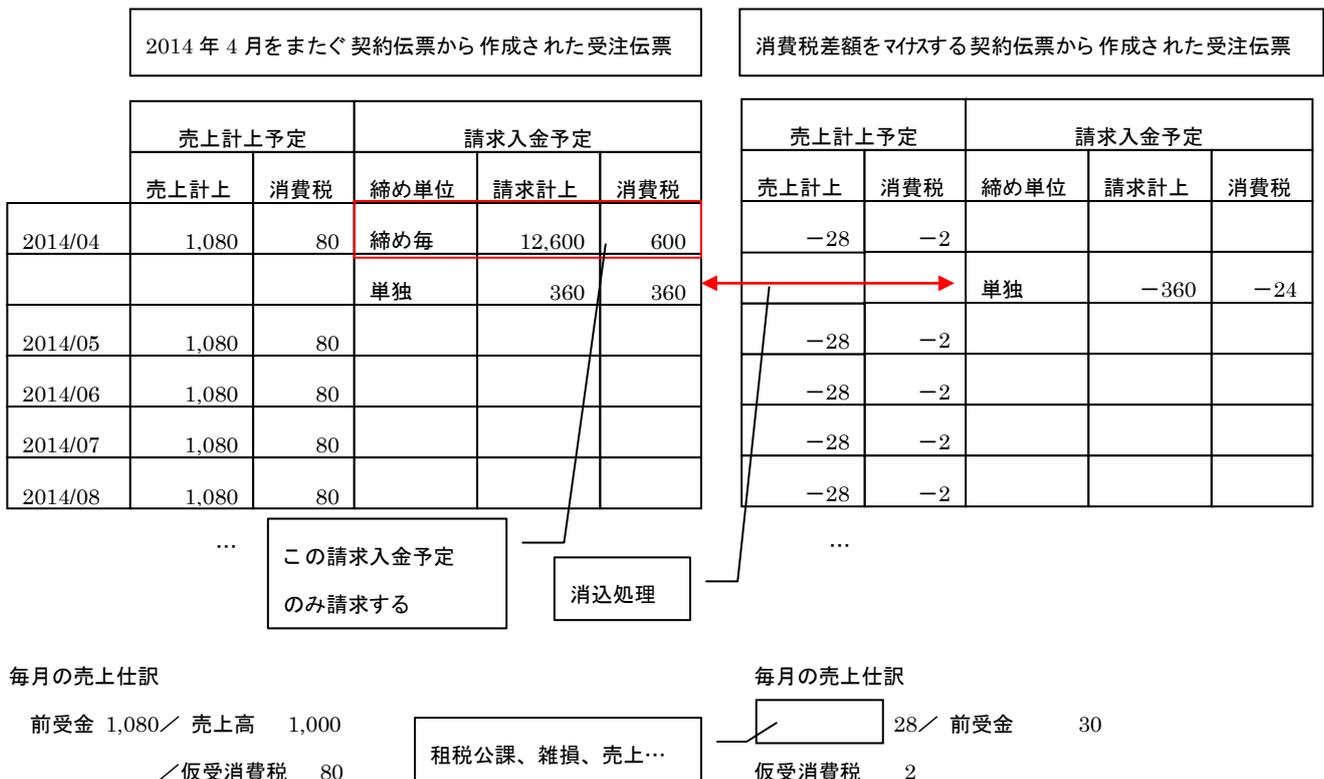
ARS入金伝票入力で、消費税差額のみ
請求入金予定同士をゼロ円消込する。…③

原サービス契約伝票より作成された受注伝票の消費税差額の請求入金予定に対し、消費税差額をマイナスする受注伝票の請求入金予定をゼロ円入金の方法で入金先毎に消込します。消込対象の該当の請求入金予定は、消込明細タブ、右下窓(請求入金予定)の消込明細選択画面で、請求日などで範囲指定します。

おわりに

以上、消費税差額を請求しない場合の Plaza-i 運用例をご紹介致しましたが、本稿の中の①、②、③の箇所につきましては、対象となるデータ件数が多い場合、複数人で手分けして入力するなどの対策を講じて頂きますが、社内リソースに限られているなど、お困りの場合は弊社コンサルタントへご相談下さい。

※③-図 計上される仕訳の整理



Plaza-i 新機能－照会画面からのエクスセル出力

はじめに

BAS ビジネス分析システムにバージョン V2.01.21 から追加された、照会画面からのエクスセル出力機能についてご紹介します。

この機能では、Plaza-i の各照会画面から指定のエクスセルフォーマットにデータを出力することが可能です。すなわち、データの抽出においては業務運用を想定して設計された Plaza-i 照会画面の範囲指定やパラメータ保存等の機能をそのまま利用でき、一方で分析やレポートには使いなれたエクセルの機能を利用することが可能です。

現在は特定の照会画面でのみ対応していますが、将来的に全ての照会画面で対応予定です。

SOE売上明細照会の例



BAS を導入している場合、SOE 売上明細照会画面の右上にエクセル出力のコンボボックスが表示されます。このコンボボックスで、BAS ユーザ定義サービスで事前に設定した出力項目のテンプレートを選択することができます。

出力するエクセルファイルについては Plaza-i の柔軟な外部ファイル参照機能が利用できますので、例えばピボットテーブルやグラフを設定したエクセルをオラクルのデータベースに格納しておき、メニューアクセス権限の設定に従ってこの画面を利用できるユーザのみがレポートを利用するというようなことが可能です。

V2.01.21 現在の対応メニュー

システム	メニュー名
ARS 債権管理	請求状況照会
	売掛取引明細照会
	入金明細照会
	売掛金状況照会
DRS 物流管理	商品別残高一覧
GLS 一般会計	仕訳明細照会
MNT 保守管理	ユーザ保守履歴登録(照会)
	インシデント数管理(照会)
PUR 購買管理	発注明細照会
	仕入明細照会
SOE 販売管理	受注明細照会
	売上明細照会
SVC サービス業販売管理	サービス契約－状況照会
	売上計上予定照会

おわりに

本機能をご利用頂くためには Plaza-i 各システムの照会画面を利用するライセンスの他に、Plaza-i BAS ビジネス分析のライセンスが必要となります。

ご興味を持たれた方は、ぜひ弊社担当、弊社営業 03-5715-3315 内線 81 または[弊社HP資料請求](#)までご連絡ください。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 26 年 7 月 8 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.21.08

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.77

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICSにも掲載しております。

金融・保険・不動産業に関する消費税増税

平成 26 年度税制改正で消費税における簡易課税制度のみなし仕入率と事業区分について改正がされ、この改正により、金融・保険・不動産業の消費税の負担が増加することが見込まれます。

(1) 簡易課税制度の概要

簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる制度です。

適用を受けることができる事業者は、その基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下で、簡易課税制度選択届出書を事前に提出している事業者に限定されます。

(2) 改正内容

平成 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間から改正後ののみなし仕入率及び事業区分が適用されます。改正前後のみなし仕入率及び事業区分は以下の通りです

区分	みなし仕入率	改正前	改正後
		事業区分	事業区分
第四種	60%	飲食業、 金融業、保険業 他	飲食業他
第五種	50%	サービス業、 不動産業 他	サービス業、 金融業、保険業 他
第六種	40%	-	不動産業

- ・ 金融業及び保険業の事業区分が第四種から第五種に変更され、みなし仕入率が 60% から 50% へ減少しました。
- ・ 不動産業の事業区分が第五種から第六種（新設）に変更され、みなし仕入率が 50% から 40% へ減少しました。

Ex) 不動産業、課税売上 5,000 万円（税抜）、消費税率 10% の場合

改正前: $(5,000 \text{ 万} \times 10\%) \Delta (5,000 \text{ 万} \times 10\% \times 50\%) = 250 \text{ 万}$

改正後: $(5,000 \text{ 万} \times 10\%) \Delta (5,000 \text{ 万} \times 10\% \times 40\%) = 300 \text{ 万}$

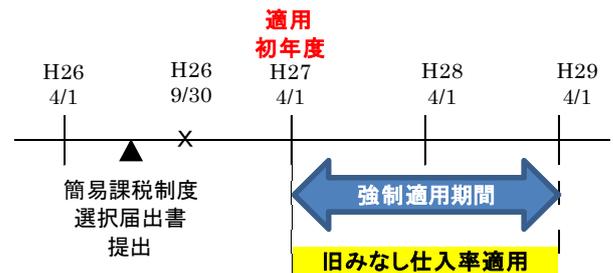
差 額: $300 \text{ 万} \Delta 250 \text{ 万} = 50 \text{ 万} \rightarrow$ 負担増

(3) 経過措置

上記改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間から適用されますが、旧みなし仕入率により計算できる経過措置が規定されています。

【経過措置の適用要件】

- ① 平成 26 年 9 月 30 日までに簡易課税制度選択届出書を提出すること
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間であつて、簡易課税制度が強制適用される期間であること



※強制適用される期間とは？

簡易課税制度選択制度の適用を受けることとなった課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間までは、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であれば、原則的に簡易課税制度の適用が強制されます。

仮に 3 月決算法人で平成 28 年 3 月期が簡易課税制度の適用初年度であれば、その課税期間開始の日の初日から 2 年を経過する日は 29 年 3 月 31 日となり、平成 28 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期の 2 事業年度が強制適用される期間となります。

(4) 終わりに

当改正は、仕入控除税額を減少させ、実際の消費税の負担額に影響を与える改正となります。新規に簡易課税制度の適用を検討しているのであれば、平成 27 年 9 月 30 日までに提出することが 1 つの要件となっていますので、早急な検討が必要となります。

メガソーラー事業に関連する税務

平成 24 年 7 月 1 日より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT 制度)」がスタートして以降、様々な業種からの参入が相次いでいるメガソーラー事業について、今回は FIT 制度の概要とメガソーラー事業に関連する税務につきご紹介致します。

1.FIT制度の概要

FIT制度とは、再生可能エネルギーで発電された電気を、電力会社が一定の価格で一定の期間買い取ることを国が約束する制度です。なお、一度適用された価格は調達期間中ずっと適用されます。

調達価格、調達期間は経済産業大臣により発電事業者が得るべき適正な利潤等を勘案して、毎年度見直しが行われますが、最初の3年間(平成24年度から平成26年度まで)は、集中的な再生可能エネルギー利用の拡大を図るため、発電事業者の利潤に特に配慮することとされています。

→よって、今後は調達価格がさらに逡減すると見込まれます。

<参考>調達価格・調達期間

太陽光 10kW以上	平成26年度 (2014.4~ 2015.3)	平成25年度 (2013.4~ 2014.3)	平成24年度 (2012.7~ 2013.3)
調達価格	32円+税	36円+税	40円+税
調達期間	20年間		

2.メガソーラー事業に関連する税務

(1)グリーン投資減税

◇概要

太陽光発電設備等につき特別償却または特別控除(中小企業者等のみ)のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。

◇適用要件

区分	内容
適用対象	青色申告書を提出する法人(個人)※1
対象資産	新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等※2
適用要件	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等したこと 取得等した日から1年以内に事業の用に供すること(貸付の用を除く)
適用年度	事業の用に供した日を含む事業年度

※1 特別控除については中小企業者等のみ

※2 太陽光発電設備については経済産業大臣の認定及びFIT制度の申請をしたもので、その出力が10kW以上のもの。なお補助金等をもって取得等したものを除く。

◇特別償却

①償却限度額

- イ.平成27年3月31日までに取得等した場合
…即時償却
- ロ.平成28年3月31日までに取得等した場合
…取得価額×30%

②特別償却不足額の1年間繰越

普通償却についての償却不足額は切捨てられ、翌年に繰り越すことはできませんが、政策目的から要請される特別償却はその利用度を高める意味から、連続して青色申告書を提出した場合、その特別償却不足額を1年間に限り繰り越すことが認められています。

③特別償却準備金

特別償却準備金の積立てにより損金の額に算入することも認められています。

◇特別控除

①特別控除額

取得価額×7% } 少ない方
法人税額×20%

②税額控除不足額の繰越控除

法人税額から控除しきれなかった金額は、1年間に限り繰り越すことが認められています。

(2)償却資産税の軽減措置

平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された太陽光発電設備等(出力10kW以上のもの)については、当初の3年度分、償却資産税の課税標準が2/3に軽減されます。

(3)電気供給業の法人事業税

電気供給業の法人事業税は「収入金額課税」となります。したがって、メガソーラー事業を行う場合、法人事業税は各事業年度の収入金額を課税標準として事業税額を算定します。

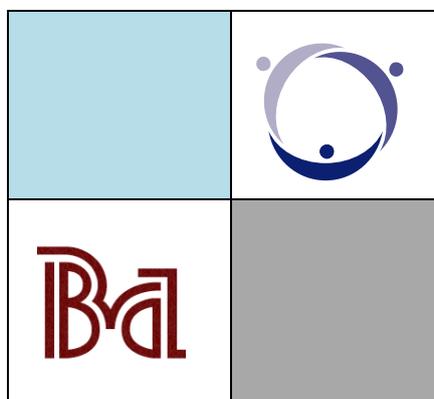
法人事業税(収入割)…収入金額×0.7% ※3

※3 平成26年10月1日以後開始事業年度については
地方法人税の創設に伴い0.9%に引き上げられます。

3. おわりに

メガソーラー事業のメリットは、「FIT制度に基づく保証された高い利回り」と「グリーン投資減税による即時償却」にあるといえます。

ただし、FIT制度による調達価格は平成27年度以降さらに下がることが見込まれ、また、グリーン投資減税による即時償却は平成27年3月31日までの取得に限り適用可能となっていますので、注意が必要です。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>